

京都市告示第 45 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の2第2項及び第4項の規定により、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和4年4月7日

京都市長 門川 大作

| 申請者名称 | サービス種別 | 事業所名及び 事業所番号 | 事業所所在地 | 廃止年月日 |
|------------------|------------------------------|---|-------------------------|---------------|
| 医療法人社団ウ エノ診療所 | 計画相談支援, 地域移行支援, 地域定着支援 | 京都市北部障害 者地域生活支援 センター「らし く」 2630600027 | 京都市左京区高 野蓼原町43- 1 | 令和4年3月31 日 |

(保健福祉局障害保健福祉推進室)